

中野四丁目2番74地内通路の管理に関する協定の締結について

NTTドコモ中野ビル敷地内(中野四丁目2番74)にある南北の通路(以下、「当該通路」という。)について、区は所有者である株式会社NTTドコモと通路の管理に関する協定を締結したので報告する。

1 協定締結に至った経緯について

平成24年の中野四季の都市(まち)のまちびらき以降、当該通路は、まちへ往来する多くの歩行者が利用している。令和元年10月1日に実施した、中野駅西側南北通路・橋上駅舎等事業の工事用ヤード拡大に伴う線路沿い通路の閉鎖により、さらに歩行者交通量が増加しており、安全対策を講じる必要が生じていた。(下図参照)

また、当該通路は、中野駅新北口駅前広場の歩行者デッキ整備が完了するまでの間、中野四丁目新北口地区の地区計画方針附図に示されている中野四季の都市(まち)方面へ向かう歩行者動線の機能を担っており、極めて公益性の高い通路である。

当該通路周辺の安全対策については、令和2年4月1日より、朝の歩行者交通のピーク時間帯に誘導員を配置しているところである。当該通路についても、区が主体的に通路内にある施設を維持管理し、歩行者の安全や円滑な通行を確保していく必要があるため、通路の管理に関する協定を締結することとした。



2 協定の概要について

- | | |
|------------------|--|
| (1)協 定 締 結 日 | 令和2年5月1日 |
| (2)協 定 の 目 的 | 当該通路を継続的に適切に管理し、通路における円滑な通行を確保するため。 |
| (3)協 定 の 有 効 期 間 | 協定締結日から令和12年(2030年)3月31日までの期間とする。
ただし、都市計画道路補助第223号線交通広場整備が完了した場合はこの限りではない。 |
| (4)区が管理を行う通路内施設 | 舗装、縁石、街きよ、集水ます、車止め |
| (5)管理に要する費用負担 | 中野区 上記通路内施設の維持・修繕費
NTTドコモ 通路の清掃費 |
| (6)協 議 | 協定の内容を変更する必要がある場合又はこの規定に定めのない事項、疑義を生じた事項について新たに定める必要がある場合においては、その都度協議する。 |